



県章

山形県公報

平成27年7月3日(金)

第2660号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……861

訓 令

- 山形県鳥獣保護員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……878
- 山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令…(同) ……879

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……880
- 同……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……881
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……882
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……883
- 兼用工作物の管理協定の締結……………(河川課) ……同
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……886
- 同……………(同) ……同

公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……887
- 同……………(同) ……888

規 則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則(昭和54年8月県規則第49号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩

猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

第2条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 省令第13条の8第1項に規定する申請書 別記様式第2号の2

(2)の3 省令第13条の9第1項に規定する申請書 別記様式第2号の3

第2条第3号の次に次の5号を加える。

(3)の2 法第18条の3第1項に規定する申請書 別記様式第3号の2

(3)の3 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書 別記様式第3号の3

(3)の4 省令第19条の12第1項に規定する届出書 別記様式第3号の4

(3)の5 法第18条の7第4項の規定による届出書 別記様式第3号の5

(3)の6 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書 別記様式第3号の6
第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 省令第46条の2第1項に規定する申請書 別記様式第6号の2

第2条第8号の次に次の1号を加える。

(8)の2 省令第59条の2に規定する書面 別記様式第8号の2

第2条第11号中「第7条第10項、省令第15条第5項、省令第42条第4項」を「第7条第10項、省令第13条の9第4項、省令第15条第5項、省令第19条の9第4項、省令第42条第4項、省令第46条の2第4項」に、「第65条第8項」を「省令第65条第8項」に改める。

第3条中「第12項」を「第12項、省令第13条の9第5項及び第6項」に、「並びに」を「、」に、「の規定」を「並びに省令第46条の2第5項の規定」に改める。

第4条中「第14項、省令第15条第7項」を「第14項、省令第13条の9第7項、省令第15条第7項、省令第19条の9第5項」に、「第50条」を「第46条の2第6項、省令第50条」に改める。

別記様式第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩

猟の適正化に関する法律第9条第2項」に、

銃器を使用する場合は、猟銃・
空気銃所持許可証の番号及び交
付年月日

を

銃砲刀剣類所持等取締法第4条
第1項の規定による銃器の所持
の許可に係る許可証の番号及び
交付年月日（当該許可が同項第
2号の規定によるものである場
合にあつては、銃砲刀剣類所持
等取締法施行規則第5条第2項
に定める人命救助等に従事す
る者届出済証明書の番号及び交付
年月日を含む。）

に改め、同様式の注書中第2項を第3項とし、同注書第1項中「鳥獣の保護

及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項を同注書第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 捕獲等又は採取等の目的欄には「学術研究（生態調査）」、「管理（有害鳥獣捕獲）」、「管理（数の調整）」、「保護（傷病鳥獣）」等、捕獲等又は採取等をする事由を記載すること。

別記様式第2号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2

年 月 日

山形県知事 殿

認定証の番号	第 号
主たる事務所の所在地	(郵便番号) (電話番号)
名称及び代表者の氏名	(記名押印又は署名)

夜間銃猟作業計画の確認申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第13条の8第1項の規定により、夜間銃猟作業計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて確認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	
夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
捕獲等をする鳥獣及び目標頭数	
夜間銃猟の実施方法	捕獲等の方法
	安全確保策
	捕獲等をした個体の回収及び処分方法
夜間銃猟の実施体制	発注者
	現場の実施体制
	関係機関との調整状況及び連携方法
夜間銃猟をする者(射手)	(氏名) (狩猟免許番号及び交付年月日)
	(使用する銃の種類並びに所持許可証の番号及び交付年月日)
住民の安全確保及び周辺地域への注意喚起の方法	
備考	

- (注) 1 「夜間銃猟の実施日時」欄には、夜間銃猟を実施する日程及び時間帯を具体的に記載すること。
 2 「夜間銃猟の実施区域」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図及び実施場所の状況が分かる天然色写真を添付すること。
 3 「安全確保策」欄には、明るさの確保の方法、バックストップの確保等について具体的に記載し、射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図、天然色写真等を添付すること。

- 4 「現場の実施体制」欄には、夜間銃猟を実施する際の現場責任者、射手等従事者の配置、緊急連絡体制等を記載し、夜間銃猟の安全管理規程を添付すること。
- 5 「夜間銃猟をする者（射手）」欄には、夜間銃猟の捕獲従事者の要件を満たす射手のうち本申請で夜間銃猟に従事する全ての射手の氏名、狩猟免許番号、使用する銃の種類並びに所持許可証の番号及び交付年月日を記載し、認定証の写し及び夜間銃猟をする者を含む捕獲従事者名簿を添付すること。
- 6 必要に応じて詳細な作業計画を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号の3

年 月 日

山形県知事 殿

申請者の主たる 事務所の所在地	(郵便番号) (電話番号)
申請者の名称及び 代表者の氏名	(記名押印又は署名)

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付を受けたいので、下記により申請します。

記

事 業 名	
指定管理鳥獣捕獲等事業 の 実 施 期 間	
指定管理鳥獣捕獲等事業 の 実 施 区 域	
従事者の住所、氏名、職業 及 び 生 年 月 日	(別紙名簿のとおり)

別紙

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年 月日	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合			備 考	
					種 類	番 号	交 付 年月日	所持許可 証の番号	交 付 年月日	銃砲の 種 類		

- 備考 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
 2 銃器を使用する場合は、当該従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲について記載し、「銃砲の種類」欄には散弾銃、ライフル銃、空気銃等の別について記載すること。

別記様式第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同様式の次に次の5様式を加える。

様式第3号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	(記名押印又は署名)

認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の3第1項の規定により、鳥獣捕獲等事業が同法第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて認定を受けたいので、次のとおり申請します。

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	別紙のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

- (注) 1 「住所」欄には、申請者の主たる事業所の所在地を記載すること。
 2 「鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄については、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類に該当する番号を、「夜間銃猟の実施」欄については、実施の有無に該当する番号をそれぞれ○で囲むこと。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 この申請書には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の2第2項各号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩 猟 免 許			銃器を使用する場合		救急救命講習 の受講の有無
		種 類	番 号	交 付 年 月 日	銃砲の種類	夜 間 銃 猟 を する 者	

- 備考 1 「種類」欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- 2 銃器を使用する場合は、「銃砲の種類」欄に当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載し、夜間銃猟を実施する場合には、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、「夜間銃猟をする者」欄に○を記載すること。
- 3 救急救命講習を受講した者について、「救急救命講習の受講の有無」欄に○を記載すること。

様式第3号の3

年 月 日

山形県知事 殿

認定証の番号	
認定証の 交付年月日	年 月 日
住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代表者の氏名	(記名押印又は署名)

変 更 の 認 定 申 請 書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第2項において準用する同法第18条の3第1項の規定により、年 月 日付け第 号で認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更予定 年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 「住所」欄には、申請者の主たる事業所の所在地を記載すること。
2 認定申請書に添付した書類のうち、変更に係るものを添付すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号の4

年 月 日

山形県知事 殿

認定証の番号	
認定証の 交付年月日	年 月 日
住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定を受けた事項の変更届出書

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定により届け出ます。

	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

- (注) 1 「住所」欄には、届出者の主たる事業所の所在地を記載すること。
 2 認定申請書に添付した書類のうち、変更に係るものを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号の5

年 月 日

山形県知事 殿

住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	(記名押印又は署名)

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届出書

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

認 定 証 の 番 号	
認定証の交付年月日	
廃 止 し た 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 「住所」欄には、届出者の主たる事業所の所在地を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号の6

年 月 日

山形県知事 殿

住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名	(記名押印又は署名)

認定の有効期間の更新申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第6項において準用する同法第18条の3第1項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

認 定 証 の 番 号	
認 定 証 の 交 付 年 月 日	

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	空気銃を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	わなを使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
	網を使用して捕獲等をする鳥獣の種類	1. ニホンジカ 2. イノシシ 3. ツキノワグマ 4. ニホンザル 5. その他 ()
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	捕獲従事者	別紙のとおり
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1. 有 2. 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

- (注) 1 「住所」欄には、申請者の主たる事業所の所在地を記載すること。
 2 「鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」欄については、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類に該当する番号を、「夜間銃猟の実施」欄については、実施の有無に該当する番号をそれぞれ○で囲むこと。
 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 この申請書には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の13第3項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添付すること。

- 5 4の添付書類のうち、既に知事に提出されている書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

捕獲従事者名簿

氏 名	生年月日	狩 猟 免 許			銃 器 を 使 用 す る 場 合		救 急 救 命 講 習 の 受 講 の 有 無
		種 類	番 号	交 付 年 月 日	銃 砲 の 種 類	夜 間 銃 猟 を す る 者	

- 備考 1 「種類」欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- 2 銃器を使用する場合は、「銃砲の種類」欄に当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃、ライフル銃、空気銃等）を記載し、夜間銃猟を実施する場合には、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、「夜間銃猟をする者」欄に○を記載すること。
- 3 救急救命講習を受講した者について、「救急救命講習の受講の有無」欄に○を記載すること。

別記様式第4号から第6号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2

年 月 日

山形県知事 殿

住 所	(郵便番号) (電話番号)
氏 名	(記名押印又は署名) ほか 名 (別紙麻醉銃猟許可申請者名簿のとおり)
職 業	
生 年 月 日	

麻醉銃猟許可申請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等をしようとする期間	
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
危害の防止のための措置	
銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による麻醉銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日（当該許可を受けた者以外の者が麻醉銃猟を実施する場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項に規定する人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）	

- (注) 1 「使用する麻醉薬の名称及び量」欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 2 「捕獲等をしようとする区域」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、捕獲等をしようとする場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図等を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別紙

麻醉銃猟許可申請者名簿

住 所	氏 名	印	職 業	生年 月日	捕獲等をし ようとす る鳥獣の 種類及び 数量	麻 醉 銃 の 所 持 の 許 可		人 命 救 助 等 に 従 事 す る 者 届 出 済 証 明 書		備 考
						所持許 可証の 番 号	交 付 年 月 日	届出済 証明書 の番号	交 付 年 月 日	

- 備考 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
 2 「人命救助等に従事する者届出済証明書」欄については、麻醉銃の所持の許可を受けた者以外の者が当該所持の許可を受けた者の監督の下に麻醉銃猟を実施する場合に記載すること。

別記様式第7号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第8号（表）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同様式（裏）中

「

免 許 の 種 類	
-----------	--

」を

「

免 許 の 種 類	
(4) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有することの確認 (確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すこと。)	
適 性 の 確 認	<input type="checkbox"/>

」に、

「2 太枠欄内は、記載しないこと。」を

「2 太枠欄内は、記載しないこと。

3 (4)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該従事者について、に改め、狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨を別記様式第8号の2に記載し添付すること。」

同様式に次の注書を加える。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第8号の2

年 月 日

山形県知事 殿

認定証の番号	
認定証の交付年月日	
認定を受けた 都道府県名	
住 所	(郵便番号) (電話番号)
名 称 及 び 代表者の氏名	(記名押印又は署名)

狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

下記の事業従事者については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であることを証明するとともに、狩猟について必要な適性を有することを確認しました。

事業従事者の氏名	適性を有することを 確認した日	適性を有することを 確認した方法	結 果

- (注) 1 認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、「住所」欄には当該事業者の主たる事業所の所在地を記載すること。
- 2 「適性を有することを確認した日」欄には、狩猟免許の更新の申請前1年以内の年月日を記載すること。
- 3 「適性を有することを確認した方法」欄には、安全管理規程に定める事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項のうち、視力、聴力及び運動能力の把握に関する事項に基づき実施した方法（医師の診断書、健康診断の結果等）を記載すること。
- 4 この書面の有効期間は、発行の日から3月間とする。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第9号を次のように改める。

(表)

	登 録 番 号	
	狩 猟 免 許	
	損 害 の 賠 償	
	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
	※施行規則第65条第1項第7号、第8号 又は第9号の該当者であるか否かの別	
整理番号		対象鳥獣捕獲員であるか否かの別

狩 猟 者 登 録 申 請 書		写 真 添 付 欄
山形県知事 殿		縦 3.0センチメートル 横 2.4センチメートル
年 月 日		
住 所	(郵便番号) (電話番号)	県 証 紙 貼 付 欄
ふりがな		
氏 名	(記名押印又は署名)	
生年月日	年 月 日 生	
<p>下記のとおり、狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟者登録の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。</p> <p>なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。</p>		
		納 税 済 印 欄
狩 猟 者 登 録 の 種 類	猟 具 の 種 類	都 道 府 県 知 事 名
□ 網 猟 免 許 に 係 る 登 録	1 網	知 事
□ わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	2 わ な	知 事
□ 第 1 種 銃 猟 免 許 に 係 る 登 録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知 事
□ 第 2 種 銃 猟 免 許 に 係 る 登 録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所 持 す る 免 許 の 種 類 □ 第 1 種 銃 猟 免 許 □ 第 2 種 銃 猟 免 許
		知 事
		年 月 日
		第 号

(裏)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 山形県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第65条第1項第7号、第8号又は第9号の該当者であるか否かの別（該当する□にレ印を付す。）					
□第7号（許可捕獲等をした者）に該当		□第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当			
□第9号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当		□いずれにも該当しない			
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。）					
□ 対象鳥獣捕獲員		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名			
□ 対象鳥獣捕獲員でない		()			
(5) 免許の効力の停止の有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。）					
免許の効力の停止の有無	有 ・ 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(6) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）					
第 1 種 銃 猟 免 許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
	散 弾 銃 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
第 2 種 銃 猟 免 許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 の 期 間	
損 害 保 険 契 約	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間	
資 産 保 有					
(8) 職 業					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業					
14 無 職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 (1)及び(2)は、該当番号を○で囲むこと。					
3 (8)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
4 太枠欄内は、記載しないこと。					

別記様式第10号（表）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第11号中「、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「第12項」を「第12項、第13条の9第5項、第6項」に、「若しくは第42条第5項」を「、第42条第5項若しくは第46条の2第5項」に、「適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「適用する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「第14項、第15条第7項」を「第14

項、第13条の9第7項、第15条第7項、第19条の9第5項」に、「第50条」を「第46条の2第6項、第50条」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項（同法第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第35条第8項」を「第35条第8項、第38条の2第7項」に、「第65条第4項」を「第19条の9第3項若しくは第65条第4項」に、

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 登録票	<input type="checkbox"/> 危険猟法許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟免許	を
	<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証		<input type="checkbox"/> 狩猟者記章	<input type="checkbox"/> 従事者証	
	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証		<input type="checkbox"/> 販売許可証	<input type="checkbox"/> 承認証	

狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 許可証	<input type="checkbox"/> 登録票	<input type="checkbox"/> 危険猟法許可証	<input type="checkbox"/> 狩猟免許	に、
	<input type="checkbox"/> 狩猟者登録証		<input type="checkbox"/> 狩猟者記章	<input type="checkbox"/> 従事者証	
	<input type="checkbox"/> 指定猟法許可証		<input type="checkbox"/> 販売許可証	<input type="checkbox"/> 承認証	
	<input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証	<input type="checkbox"/> 麻酔銃猟許可証	<input type="checkbox"/> 認定証		

「変更・亡失年月日」を「変更、亡失等
年 月 日」に改め、同様式の注書第2項中「第30条の8第1項」を「第30

条の15第1項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第11号の注書第2項の改正規定は、平成27年10月5日から施行する。
- 改正前の山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則により作成した用紙で改正後の山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則に相当規定のあるものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

訓 令

山形県訓令第10号

環境エネルギー部
総 合 支 庁

山形県鳥獣保護員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県鳥獣保護員服務規程の一部を改正する訓令

山形県鳥獣保護員服務規程（昭和39年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県鳥獣保護管理員服務規程

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第2条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第3条第1項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同項第6号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に対する助言及び指導に関すること

第3条第2項中「鳥獣保護員は、狩猟期間中は週2回以上、その他の期間は」を「鳥獣保護管理員は、」に改め、同条第3項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則」を「山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則」に改める。

第4条第1項中「鳥獣保護員は、前条第2項の規定により巡察」を「鳥獣保護管理員は、前条各項の規定により業務」に改め、同条第2項中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。
別記様式第1号中「鳥獣保護員服務日誌」を「鳥獣保護管理員服務日誌」に、

巡 察 又 は 指 導 取 締 り 場 所	巡 察 又 は 指 導 取 締 り 内 容	を
--------------------------	-----------------------	---

業 務 従 事 場 所	業 務 内 容	に改める。
-------------	---------	-------

別記様式第2号（表面）中「鳥獣保護員の証」を「鳥獣保護管理員の証」に改め、同様式（裏面）中「山形県鳥獣保護員服務規程」を「山形県鳥獣保護管理員服務規程」に、「鳥獣保護員は」を「鳥獣保護管理員は」に、

「(6) その他鳥獣保護事業の実施のため、総合支庁長が必要と認めて指示した事項
に関すること。」

「(6) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に対する助言、指導に関すること

(7) その他鳥獣保護管理事業の実施のため、総合支庁長が必要と認めて指示した
事項に関すること」

回以上、その他の期間は」を削り、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に、「山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則」を「山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の山形県鳥獣保護管理員服務規程（以下「新規程」という。）第4条第1項の規定は、この訓令の施行の日以後において新規程第3条各項の規定により行われた業務について適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前の山形県鳥獣保護員服務規程（以下「旧規程」という。）第3条各項の規定により行われた業務については、なお従前の例による。

3 旧規程別記様式第1号による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

4 旧規程別記様式第2号による証票でこの訓令の施行の際現に効力を有するものは、新規程別記様式第2号による証票とみなす。

山形県訓令第11号

総 合 支 庁

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続の一部を改正する訓令

山形県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行手続（平成8年1月県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行手続

第2条第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改め、同条第5号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別記様式第1号の注書を次のように改める。

(注) 登録の備考欄には、狩猟者が対象鳥獣捕獲員である場合にあっては「対象鳥獣捕獲員（所属市町村名）」と、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第65条第1項第7号、第8号又は第9号に該当する者である場合にあっては「第（省令第65条第1項の該当号）号」と記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第602号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人置賜自然と共育の村 米沢市大字口田沢3216番地	かこの家 米沢市大字口田沢3216番地	生 活 介 護	15名	平成27. 7. 1
特定非営利活動法人置賜自然と共育の村 米沢市大字口田沢3216番地	かこの家 米沢市大字口田沢3216番地	就労継続支援（B型）	19名	同

山形県告示第603号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人置賜自然と共育の村 米沢市大字口田沢3216番地	かこの家 米沢市大字口田沢3216番地	就 労 移 行 支 援	平成27. 7. 1
特定非営利活動法人置賜自然と共育の村 米沢市大字口田沢3216番	パステル短期入所事業 米沢市舘山六丁目1番34号	短 期 入 所	同
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	極楽麦酒本舗 米沢市中央二丁目3番18号	就労継続支援（A型）	同

山形県告示第604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
特定非営利活動法人置賜自然と 共育の村 米沢市大字口田沢3216番地	かこの家 米沢市大字口田沢3216番地	短 期 入 所	平成27. 6. 30
特定非営利活動法人置賜自然と 共育の村 米沢市大字口田沢3216番地	極楽麦酒本舗 米沢市中央二丁目3番18号	就労継続支援（A 型）	同

山形県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	遠 藤 健 一	上山市仙石30番地
同	加 藤 幸 治	同 三上27番地
同	佐 藤 慎 二	同 高松12番地
同	得 政 文 和	同 上生居36番地
同	高 橋 義 明	同 泉川7番地
同	山 口 閻	同 藤吾776番地
同	秋 葉 勝 身	同 細谷28番地
同	尾 形 権 太 郎	同 下生居164番地
同	佐 藤 源 一	同 檜下93番地
同	高 橋 吉 昭	同 牧野123番地
同	工 藤 庄 右 門	同 小倉77番地の1
監 事	菅 野 義 勝	同 金瓶字北158番地
同	松 田 俊 一	同 川口53番地の内1番地
同	渡 辺 健 太 郎	同 原口614番地

山形県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	上 妻 一 実	上山市小倉1073番地
同	高 橋 義 明	同 泉川7番地
同	稲 毛 博	同 仙石31番地
同	尾 形 権 太 郎	同 下生居164番地
同	渡 辺 健 太 郎	同 原口614番地
同	戸 田 忠	同 牧野字中原1964番地の1
同	佐 藤 昭 治	同 関根14番地
同	長 沼 健 司	同 皆沢27番地
同	佐 藤 慎 二	同 高松12番地
同	吉 田 藤 雄	同 小穴70番地
同	杉 山 幸 治	同 178番地の2
監 事	菅 野 敏 雄	同 金瓶字湯坂山20番地の3
同	高 橋 忠 雄	同 上生居27番の2地
同	山 口 道 雄	同 藤吾1039番地

山形県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、因幡堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	武 田 幸 夫	鶴岡市下中野目字下水興屋43番地

山形県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市大字下楯沢
- 2 公共測量を実施する期間
平成27年5月15日から平成28年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第609号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、県土整備部河川課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系最上小国川
- 2 河川管理施設の名称
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
最上郡最上町大字月楯字下川原25番21地先から
同 25番42地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 最上町
住 所 最上郡最上町大字向町644番地
代表者の氏名 最上町長 高 橋 重 美
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路盤までの部分を含む路面、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成27年6月26日以降道路の存続する期間

山形県告示第610号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
イ 名称 株式会社山形県建築サポートセンター
ロ 住所 山形市城北町一丁目12番26号
(2) 業務区域
山形県全域
(3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
山形市城北町一丁目12番26号
(4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
全ての建築物（株式会社山形県建築サポートセンターの構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合

性判定を行わないこととしたものを除く。)に係る構造計算適合性判定

(5) 業務の開始の日

平成27年6月1日

2 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

イ 名称 株式会社グッド・アイズ建築検査機構

ロ 住所 東京都新宿区百人町二丁目16番15号

(2) 業務区域

山形県全域

(3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

イ 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号

ロ 福島県郡山市喜久田町字松ケ作16番141号

ハ 東京都新宿区百人町二丁目16番15号

(4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（株式会社グッド・アイズ建築検査機構の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物

ロ 高さが31メートルを超える建築物

ハ 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物

(5) 業務の開始の日

平成27年6月1日

3 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

イ 名称 株式会社建築構造センター

ロ 住所 東京都新宿区新宿一丁目8番1号

(2) 業務区域

山形県全域

(3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

イ 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号

ロ 福島県郡山市中町11番5号

ハ 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号

ニ 東京都新宿区新宿一丁目8番1号

ホ 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号

ヘ 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号

ト 島根県松江市中原町6番地

チ 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号

リ 広島県広島市中区八丁堀15番6号

ヌ 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号

ル 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号

ヲ 長崎県長崎市万才町3番4号

ワ 宮崎県宮崎市川原町5番10号

カ 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号

ヨ 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号

(4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定

イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物

ロ 高さが31メートルを超える建築物

(5) 業務の開始の日

平成27年6月1日

- 4 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
イ 名称 日本ERI株式会社
ロ 住所 東京都港区赤坂八丁目5番26号
- (2) 業務区域
山形県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区赤坂八丁目10番24号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物（日本ERI株式会社の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定
イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
ロ 高さが31メートルを超える建築物
ハ 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物
- (5) 業務の開始の日
平成27年6月1日
- 5 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
イ 名称 ビューローベリタスジャパン株式会社
ロ 住所 神奈川県横浜市中区山下町1番地
- (2) 業務区域
山形県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
イ 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番
ロ 神奈川県横浜市区高島二丁目19番12号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物（ビューローベリタスジャパン株式会社の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定
イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
ロ 高さが31メートルを超える建築物
ハ 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物
- (5) 業務の開始の日
平成27年6月1日
- 6 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
イ 名称 株式会社東京建築検査機構
ロ 住所 東京都中央区東日本橋一丁目1番4号
- (2) 業務区域
山形県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区東日本橋一丁目1番4号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物（株式会社東京建築検査機構の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定
イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
ロ 高さが31メートルを超える建築物
ハ 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物

- (5) 業務の開始の日
平成27年6月1日
- 7 (1) 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
イ 名称 一般財団法人日本建築センター
ロ 住所 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- (2) 業務区域
山形県全域
- (3) 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
イ 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
ロ 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号
- (4) 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物（一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定
イ 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
ロ 高さが31メートルを超える建築物
ハ 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物
- (5) 業務の開始の日
平成27年6月1日

山形県告示第611号

次の開発行為は、完了した。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年3月24日 指令置総建第80号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高島町大字相森字村南652番2、652番9、652番15、653番4、656番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡高島町大字相森653番地4 高陽電機株式会社

山形県告示第612号

次の開発行為は、完了した。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年2月5日 指令置総建第71号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
長井市成田798番6、800番4、808番1、808番1の地先水路、850番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市成田八幡下808番地1 株式会社三浦エンジニアリング

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成27年8月18日（火） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ 除雪ドーザ11トン級 1台
 - ロ 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月14日（月）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ

(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイ及びロごとに規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年7月24日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① 11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 1

② 11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutters) Quantity: 1

(2) Time limit for tender: 1:30 P.M. August 18, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成27年8月19日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ノート型パソコン 403台

ロ デスクトップ型パソコン 45台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成27年10月30日（金）

- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課（山形県庁15階）
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年7月24日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Notebook personal computers: 403
- ② Desktop computers: 45

(2) Time limit for tender: 10:00 A.M. August 19, 2015

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630) 2720